

○厚生労働省告示第 号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第三項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

- 一 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の十四第三項の規定に基づき、指定地域相談支援（同条の十四第一項に規定する指定地域相談支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表地域相談支援給付費単位数表により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて算定するものとする。
- 二 前号の規定により指定地域相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

別表

地域相談支援給付費単位数表

第1 地域移行支援

- 1 地域移行支援サービス費 2,300単位

注1 地域移行支援サービス費は、指定地域移行支援事業者（障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第●号。以下「指定基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。）が、地域相談支援給付決定障害者（法第5条第22項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。以下同じ。）に対して指定地域移行支援（指定基準第1条第9号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。

- 2 指定地域移行支援事業者が、指定基準第20条に定める基準を満たさないで、又は利用者との対面による支援（指定基準第21条第2項の規定による利用者との対面による支援をいう。以下同じ。）を1月に2日以上行わないで指定地域移行支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。

- 3 別に厚生労働大臣が定める地域の精神科病院（法第5条第19項に規定する精神科病院をいう。以下同じ。）又は障害者支援施設、のぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）、法第5条第1項若しくは第6項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入院又は入所してい

る地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域移行支援を行った場合（注2に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2 集中支援加算 500単位

注 指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者との対面による支援を1月に6日以上実施した場合（1の注2に定める場合を除く。）に、1月につき所定単位数を加算する。

ただし、3の退院・退所月加算が算定される月は、加算しない。

3 退院・退所月加算 2,700単位

注 指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者の精神科病院又は障害者支援施設等からの退院又は退所日が属する月（翌月に退院又は退所することが確実に見込まれる場合であつて、退院又は退所日が翌月の初日等であるときにあつては、退院又は退所日が属する月の前月）に、指定地域移行支援を行った場合（1の注2に定める場合を除く。）に、1月につき所定単位数を加算する。

ただし、当該地域相談支援給付決定障害者が、退院又は退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあつては、加算しない。

4 障害福祉サービスの体験利用加算 300単位

注 指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援（指定基準第22条に規定する障害福祉サービスの体験的な利用支援をいう。以下同じ。）を提供した場合（1の注2に定める場合を除く。）に、15日（障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から90日以内に限る。）を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

5 体験宿泊加算

イ 体験宿泊加算(I) 300単位

ロ 体験宿泊加算(II) 700単位

注1 イについては、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援（指定基準第23条第1項に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。以下同じ。）を提供した場合（1の注2及び5の注2に定める場合を除く。）に、イ及びロを合計して15日（体験的な宿泊支援の提供開始日から90日以内に限る。）を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援を提供し、かつ、当該地域相談支援給付決定障害者の心身の状況に応じ、当該

地域相談支援給付決定障害者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合（1の注2に定める場合を除く。）に、イ及びロを合計して15日（体験的な宿泊支援の提供開始日から90日以内に限る。）を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

## 第2 地域定着支援

### 地域定着支援サービス費

イ 体制確保費	300単位
ロ 緊急時支援費	700単位

注1 イについては、指定地域定着支援事業者（指定基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）が、地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域定着支援（指定基準第1条第10号に規定する指定地域定着支援をいう。以下同じ。）として、常時の連絡体制の確保等（指定基準第43条の規定による常時の連絡体制の確保等をいう。）を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。

2 ロについては、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又

は一時的な滞在による支援（指定基準第44条第2項に規定する一時的な滞在による支援をいう。）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

3 指定地域定着支援事業者が、指定基準第42条第3項又は第43条第2項に定める基準を満たさないで指定地域定着支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。

4 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定地域定着支援を行った場合（注3に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。



○厚生労働省告示第 号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十一条の十七第二項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

一 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の十七第二項の規定に基づき、指定計画相談支援（同項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表計画相談支援給付費単位数表により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて算定するものとする。

二 前号の規定により指定計画相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

別表

計画相談支援給付費単位数表

1 計画相談支援費

イ サービス利用支援費

1,600単位

ロ 継続サービス利用支援費

1,300単位

注1 サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者（法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、計画相談支援対象障害者等（同項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。以下同じ。）に対して指定サービス利用支援（同号に規定する指定サービス利用支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。

2 継続サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援（法第51条の17第1項第2号に規定する指定継続サービス利用支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。

3 指定特定相談支援事業者が、障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第●号。以下「指定基準」という。）第15条第2項第6号（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）、第8号、第9号若しくは

第10号から第12号まで（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）又は同条第3項第2号に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。

- 4 指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。以下同じ。）に対して、指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。
- 5 指定特定相談支援事業者が、同一の月において、同一の計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費に係る所定単位数は算定しない。
- 6 相談支援専門員（指定基準第3条に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）が、計画相談支援対象障害者等であつて、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分（以下「要介護状態区分」という。）が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(I)として、1月につき700単位を所定単位数から減算する。
- 7 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であつて、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(II)として、1月につき1,000単位を所定単位数から減算する。
- 8 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であつて、かつ、介護保険法第7条第2項に規定する要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対して、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、介護予防支援費重複減算として、1月につき112単位を所定単位数から減算する。
- 9 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合（注3及び注4に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

## 2 利用者負担上限額管理加算

150単位

注 指定特定相談支援事業者が、指定基準第13条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

○厚生労働省告示第 号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二十六第二項の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の二十六第二項の規定に基づき、指定障害児相談支援（同項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児相談支援給付費単位数表により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて算定するものとする。

二 前号の規定により指定障害児相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

## 別表

### 障害児相談支援給付費単位数表

#### 1 障害児相談支援費

##### イ 障害児支援利用援助費

1,600単位

##### ロ 継続障害児支援利用援助費

1,300単位

注1 障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者（法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、障害児相談支援対象保護者（同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。以下同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。

2 継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助（法第24条の26第1項第2号に規定する指定継続障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。

3 指定障害児相談支援事業者が、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第●号。以下「指定基準」という。）第15条第2項第6号（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）、第8号、第9号若しくは第

10号から第12号まで（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）又は同条第3項第2号に定める基準を満たさないで指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、所定単位数を算定しない。

4 指定障害児相談支援事業者が、同一の月において、同一の障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った後に、指定障害児支援利用援助を行った場合には、継続障害児支援利用援助費に係る所定単位数は算定しない。

5 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定障害児相談支援を行った場合（注3に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

## 2 利用者負担上限額管理加算

150単位

注 指定障害児相談支援事業者が、指定基準第13条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。